平成２１年（フ）第２８５５号
名古屋市東区芳野３丁目９番23号　シャンボール芳野203号
債務者　小川　健太（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９４９号
名古屋市昭和区山脇町３丁目４番地　大成荘３号
債務者　渡部　一富
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６４号
兵庫県姫路市西庄132番地１西庄第２鉄筋１―102
債務者　鍛示ルリ子こと　米澤ルリ子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７２６号
兵庫県姫路市林田町林谷92番地
債務者　小谷　哉江
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１３９号
福岡県田川郡香春町大字採銅所871番地
債務者　毛利　　薫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１２９号
鹿児島県出水市西出水町731番地６
債務者　山口せつ子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
鹿児島県薩摩郡さつま町永野3238番地
債務者　岩元美希重（旧姓細谷）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
鹿児島県薩摩川内市都町3676番地
債務者　緒方　敏子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第26地割字花輪田172番地１雇用促進住宅大槌宿舎１―403
債務者　似田貝　操
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３８号
宮城県角田市神次郎字中田22番地１―103号
債務者　沖田真奈美（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１４２号
宮城県柴田郡柴田町船岡中央２丁目１番22号―Ⅱ―101号
債務者　男澤　由香（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４１０号
秋田市広面字谷地田35番地１
債務者　阿部　憲護
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１９号
福島市清明町１番７号　大河原ビル501
債務者　安部　　勇
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３２９号
福島県二本松市小浜字芳池75番地　市営住宅芳池２団地３―２
債務者　舛木真由美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第６１４号
茨城県小美玉市野田２番地　野田住宅11号
債務者　川名　昌宏
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６２５号
茨城県常陸太田市藤田町1525番地
債務者　大津　フサ
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６２９号
水戸市酒門町1643番地の６
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
水戸地方裁判所